

市民の皆さまへ

(仮称)岡山市町内会等との協働による地域社会の
活性化推進に関する条例案について
皆さまからのご意見を募集します！

募集期間

令和7年2月3日(月)～令和7年3月3日(月)

岡山市議会では、地域の活力向上、明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的とし「(仮称)岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例」の制定に向けた検討を進めてきました。

この度、条例案を取りまとめましたので、次のとおり、市民の皆さまからご意見を募集いたします。

提出方法

1 ホームページの意見募集フォームから提出

下記のURL又は右のQRコードから市議会ホームページの意見募集フォームへ直接アクセスできます。

(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

URL <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000067703.html>



2 上記のほか、以下の宛先に、電子メール、FAX、郵送、持参でご提出いただくこともできます。

・電子メール chousaka@city.okayama.lg.jp

※メールの件名を、【意見募集】町内会条例について としてください。

・FAX、郵送、持参 ※令和7年3月3日(月)午後5時15分必着

岡山市議会事務局 調査課 (岡山市役所議会棟2階)

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1535 (直通) FAX：086-233-1186

3 条例案は次の場所で配布しております。また、閲覧も可能です。

・議会事務局調査課

・各区役所総務・地域振興課 (北区役所を除く)

・情報公開室 (市役所本庁舎2階) ※閲覧のみ

○ 注意事項

- ・意見書の提出者が不明な場合やご意見が記載されていない場合は無効となります。
- ・口頭又は電話でのご意見の受付いたしません。あらかじめご了承ください。

○ 取り扱いについて

- ・お寄せいただいたご意見につきましては、最終的な案を作成する際の参考とさせていただきますとともに、市議会ホームページにて公表する予定です。
- ・ご意見に対して個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。
- ・ご記入いただいたご住所、お名前等の個人情報につきましては、岡山市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年市条例第45号)の規定により、適切に取り扱います。

○ お問い合わせ先

岡山市議会事務局 調査課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1535（直通） F A X：086-233-1186

電子メール：chousaka@city.okayama.lg.jp

「(仮称)岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例」の制定について【概要】

1 条例制定の背景

町内会等は、各地域における共助の担い手として多岐にわたり活動し、様々な地域課題へ対応するなど、地域コミュニティの中核として、市政推進に欠かせない存在であり、市との協働関係にあります。

近年では、激甚化する自然災害への備え、普段からの防犯、防災への対策、社会から孤立されている方への支援など、地域住民の支え合いの必要性が高まっており、普段からの交流や助け合いのため、町内会等の果たす役割はますます重要となっています。

しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化などに伴い、加入率低下、役員の高齢化、担い手不足など、数々の課題を抱えています。今後、地域コミュニティの中核をなす町内会の維持、存続が困難な状況に陥るおそれがあり、地域の活力そのものが低下していくことが危惧されています。

こうした背景を踏まえ、安全で安心な地域コミュニティを維持していくためには、その中核を担う町内会等が今後も維持されるべき存在であることを町内会、地域住民、事業者、そして市が共に認識し、しっかりと共有し、地域の多様な主体と連携しながら次世代へ引き継いでいくことが必要です。

地域の活力向上のため、町内会等の維持及び活動の活性化並びに発展を将来にわたって地域住民、事業者及び市が支え、住みよい豊かな地域づくりを目指す活動の促進を図り、もって明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的とし、本条例を制定しようとするものであります。

2 条例(案)検討の経緯

岡山市議会保健福祉・協働委員会では、地域コミュニティの中核を担う町内会等について、町内会等が担っている役割、本市との関係性、町内会等を取り巻く環境や抱えている課題等について委員会勉強会にて協議、検討を重ね、その間には、町内会等が置かれている現状や課題について岡山市連合町内会の役員の方々から意見を聞く意見聴取会を実施しました。

また、他都市でも共通の課題を抱えている町内会等があることから、広域行政区のあり方等の都市制度に関する調査を付議事件とする大都市制度・広域行政調査特別委員会でも調査を行うなど、計 10 回の委員会等を経て、この度「(仮称)岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例」を策定しようとするものです。

令和6年11月7日 保健福祉・協働委員会勉強会（第1回）
 令和6年11月19日 保健福祉・協働委員会勉強会（第2回）
 令和6年11月26日 保健福祉・協働委員会勉強会（第3回）
 令和6年12月10日 保健福祉・協働委員会勉強会（第4回）
 令和6年12月11日 保健福祉・協働委員会勉強会（第5回※意見聴取会）
 令和6年12月13日 保健福祉・協働委員会勉強会（第6回）
 令和7年1月17日 保健福祉・協働委員会勉強会（第7回）
 令和7年1月23日 保健福祉・協働委員会
 令和7年1月30日 大都市制度・広域行政調査特別委員会
 令和7年1月31日 保健福祉・協働委員会

3 保健福祉・協働委員会の構成委員

議員名	会派名	備考
平元 道隆	公明党岡山市議団	委員長
花岡 栄太郎	自由民主党岡山市議団	副委員長
長岡 将克	公明党岡山市議団	委員
田中 のぞみ	日本共産党岡山市議団	委員
小川 信幸	自由民主党岡山市議団	委員
松田 隆之	自由民主党岡山市議団	委員
江田 厚志	自由民主党岡山市議団	委員
高成 壯磨	みらいえ	委員
高橋 雄大	おかやま創政会	委員

4 条例案

5～7ページをご覧ください。

5 今後のスケジュール（案）

令和7年3月 定例市議会に条例制定に係る議案を提出
 令和7年3月中旬 定例市議会最終日に議決、条例公布
 令和7年4月1日（予定） 条例施行

(案)

(仮称)岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例

(前文)

町内会等は、本市内の各地域において、地域住民の福祉、防犯、防災、環境美化など多岐にわたり共助の担い手として活動し、様々な地域課題へ対応するなど、地域コミュニティの中核として、市政推進のために欠かせない存在であり、市と協働関係にあります。

近年、激甚化する自然災害への備えや日常生活における防犯、防災への対策、地域社会から孤立している方への支援など、地域住民相互の支え合いの必要性が高まっており、普段からの交流や助け合いのため、住民自治組織である町内会等の果たす役割がますます重要となっています。

しかしながら、少子高齢化や世帯構成・居住形態の変化、価値観の多様化などに伴い、町内会加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの課題を抱えています。今後、町内会等の維持、継続が困難な状況に陥るおそれがあり、地域の活力そのものが低下していくことが危惧されています。

こうした背景を踏まえ、安全で安心な地域コミュニティを維持していくためには、その中核を担う町内会等が今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、しっかりと共有し、多様な主体と連携しながら次世代へ引き継いでいくことが必要です。

地域の活力向上のため、町内会等の維持及び活動の活性化並びに発展を将来にわたって地域住民、事業者及び市が支え、住みよい豊かな地域づくりを目指す活動の促進を図り、もって明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的とし、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティにおいて町内会等が住民自治の中核となる重要な役割を担っていることに鑑み、地域コミュニティの存続や様々な地域課題へ対応するため、町内会等が今後も維持されるべき存在であることを町内会、地域住民、事業者及び市が認識を共有し、次世代へ引き継いでいくとともに、市は、町内会等との協働関係を維持・継続するため、町内会等の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方、市の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより町内会等を支援し、もって明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された町内会、自治会、区等の住民自治組織を指し、区域内の地域コミュニティの中核を担い、地域住民が相互に協力し、住みよい地域をつくるために活動する団体をいう。
- (2) 学区・地区連合町内会 小学校の区域内等の町内会によって組織され、各種事業の実施、情報交換、意見調整など、様々な場面で学区・地区をまとめる役割を担うとともに、行政機関との連絡調整を行い、学区・地区の発展向上のために活動する団体をいう。
- (3) 岡山市連合町内会 市内の学区・地区連合町内会によって組織され、自主的で包括的な住民自治組織として、全市域を俯瞰的な視点で捉え、多様な地域活動の中心的な役割を担い、住民福祉の向上と市勢の発展のために活動する団体をいう。
- (4) 町内会等 町内会、学区・地区連合町内会及び岡山市連合町内会をいう。
- (5) 事業者 本市の一定の区域内で事業を行う者をいう。
- (6) 地域コミュニティ 本市の一定の区域等における地域住民とのつながりを基礎とする地域社会をいう。

（基本理念）

第3条 町内会等の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 地域コミュニティの中核である町内会等は、市と協働して暮らしやすい地域社会の活性化推進に取り組む関係にあり、市政を推進していく上で欠かすことのできない重要なパートナーであるとの認識の下、市は、町内会等の維持及び活動の活性化を支援するための取組を行うものであること。
- (2) 町内会、地域住民及び事業者は、共に等しく地域コミュニティを構成する一員であるという認識を持ちながら、市と協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。
- (3) 町内会等は地域コミュニティの中核であり、欠かせない存在として今後も維持されるべきであることを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有し、次世代へ引き継いでいくものであること。
- (4) 町内会等の活動は、地域住民が交流し、協力しながら、自主的かつ民主的に行われるものであること。
- (5) 町内会等の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観

及び自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

(市の責務)

第4条 市は、地域コミュニティの中核となる町内会等の意義及び重要性に鑑み、町内会等の維持及び活動の活性化を支援するために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、町内会等への協力依頼において、町内会等の負担が過重なものにならないよう配慮するものとする。

3 市は、地域住民の町内会への自発的な加入及び町内会の設立のため、必要な支援を行うものとする。

4 市は、地域住民及び事業者に対して、町内会等に係る広報その他啓発活動を実施するものとする。

5 市は、町内会等の維持及び活動の活性化を担う人材育成並びに負担の軽減に必要な施策を実施するものとする。

(町内会等の役割)

第5条 町内会等は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け、支え合いながら、住みよい豊かな地域づくりをめざす活動の促進を図り、明るく暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

2 町内会等は、その運営について地域住民にとって理解しやすいものとなるよう努めるとともに、地域住民の意思を尊重の上、活動への参加及び町内会加入を促すよう努めるものとする。

3 町内会等は、その活動を維持し、円滑に進めるため、必要に応じて関係団体及び事業者との連携及び調整を行うよう努めるものとする。

4 町内会等は、様々な機会を通じ、必要に応じて市へ意見を伝えるなど、地域の発展に寄与するよう努めるものとする。

(地域住民及び事業者の役割)

第6条 地域住民及び事業者は、自らも地域コミュニティの一員であることを認識し、町内会等の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会等の活動への参加及び協力を努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。